

令和 6 年度 第 3 回加東市農業委員会総会（5 月定例会）議事録

開催日時	令和 6 年 5 月 21 日（火）午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：－ ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：－ 11：－ 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	7：井上 弘	11：藤原義弘	⑥：末廣信久	
議事録署名委員	3：田中 豊	5：高見秀人		
出席職員	事務局長：土肥彰浩 主事：川邊 錬		副課長：藤井康孝	

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 12 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	6 件
第 13 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	4 件
第 14 号議案	非農地証明願いの承認について	3 件
第 15 号議案	農用地利用集積面積の決定について	9 件
第 16 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	2 件

5 報告

報告第 3 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	1 件
報告第 4 号	農地の賃借の合意解約通知について	1 件

6 協議

協議第 5 号	令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の進捗の状況その他事務の実施状況の公表について	1 件
---------	--	-----

7 その他

8 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 13 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 3 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、1 番 岸本農業委員さん、2 番 藤原農業委員さん、1 番 村上推進委員さん、2 番 田中推進委員さん、3 番 黒石推進委員さん ご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしく願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、3 番 田中農業委員さん、5 番 高見農業委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 12 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、高齢及び病気療養により耕作が困難なことから、知人である譲受人に売却する予定です。譲受人は***在住ですが、申請地から 15km 圏内にある実家で農機具は確保されており、毎週末でも通作は可能であるということです。新規就農者であり、自家消費野菜を耕作予定としています。 番号 2、譲受人は、約 50 年前から当該農地の小作を行っていた者で、このたび譲渡人から売却の申入れがあり、申請をする経緯となりました。譲受人は、トラクターなどの農機具は確保しており、約 50 年間の耕作経験もあるため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3 は譲渡人が異なりますが、番号 2 と同様の理由で申請をする経緯となりました。申請地は番号 2 の申請地の隣の農地となります。 番号 4、譲渡人は、県外に転居し、加東市に戻る予定がなく管理ができないことから、隣接している住宅とともに売却の申入れをし、申請する経緯となりました。新規就農者ではありますが、家庭菜園をすることとし、必要に応じて農機具を導入予定としております。申請地は、購入する住宅の隣であり、通作は可能であると見込まれます。 番号 5、譲渡人は、農地を相続しましたが営農経験がなく管理できないため、以前から耕作を依頼していた親族に譲渡することになり申請されました。譲受人は必要な農機具を所有しており、農地を適正に管理されているため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 6、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、知人である譲受人に売却する予定です。譲受人は現に申請地周辺で耕作しているため、耕作は可能であると見込まれます。 以上 6 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。第 12 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 12 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 13 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲受人は、現在、***のアパートに居住しており、今回、将来のために実家近くに住宅を建築するため申請されました。申請地の北側は譲受人の実家であることに加えて、父の農業も手伝い、様子を見ながら生活する面を考慮し、申請を挙げられております。申請地は、第 2 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっております。 番号 2、譲受人は、現在、***のアパートに居住しており、今回、結婚、出産を機に実家周辺での生活を考え、両親の住宅の隣接農地を無償で譲り受け、分家住宅を建築するため申請されました。夫婦共働きのため、両親に子供の面倒を見てもらうことや、将来、両親の介護面を考慮し、申請を挙げられております。申請地は、第 2 種農地に該当し、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障なしとの意見となっております。 番号 3 と 4 は関連していますので一括してご説明いたします。 番号 3、4 では、サツマイモ、かぼちゃ、ジャガイモを栽培しながら、その上に営農型太陽光発電設備を設置する一時転用申請で、本件は設置から 3 年目を迎えた更新に係る申請です。譲受人は認定農業者でないため、更新後も引き続き 3 年間の一時転用となる予定です。作物は、更新前のサツマイモから新たに、かぼちゃとジャガイモも追加で栽培する予定です。追加作物は試験栽培の結果により収穫見込みはあるとの見解です。申請地は農業振興地域の農用地で、土地改良区は決済済みです。 以上 4 件の転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を代表して、***さんから報告をお願いいたします。 番号 1 は***の北西約 300m の位置にあり、現場は耕作田で適正な管理をされていきました。 番号 2 は***の南約 150m の位置にあり、現場は耕作田で適正な管理をされていきました。 番号 3 は***の東約 10m の位置にあり、現場は上側が太陽光発電、下側が畑でありました。支柱は高いタイプでございます。下地についても雑草等の処理も適正に行われていました。 番号 4 は***の東約 60m の位置にあり、現場は上側に太陽光発電、下側が畑でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
委員	番号 3、4 について、本当にかぼちゃやジャガイモを植えられている様子であったか。
事務局	現場を確認したが、適正に管理されている。また、年に 1 回実績報告を求めており、

議長	収穫量は８割あると確認しています。
各委員	他に意見がないようですので、採決いたします。第 13 号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。
議長	＜全員挙手＞ 全員挙手にて、第 13 号議案については、許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長 事務局	第 14 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、申請地は、昭和 40 年以前から宅地の一部となっており、現在に至っています。今回、息子さんの住宅建築にあたり、地目が農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は受益地外です。 番号 2、申請地は、昭和 40 年頃から住宅の一部となっており、息子さんの住宅建築にあたり、地目が農地のままであると判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は現況に合わせた転用手続きについては支障なしとの意見となっております。 番号 3、申請地は、昭和 40 年頃に申請人の父が倉庫を建築しており、当時、建築確認申請の手続きは行ったものの、転用の手続きができていませんでした。今回、申請人の孫の分家住宅建築の計画の際に、本申請地が無断転用であったことが判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区は決裁済みです。 以上 3 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査員	調査結果を代表して、***さんから報告をお願いいたします。 番号 1 は***の南東約 400m の位置にあり、現場は住宅敷地でありました。 番号 2 は***の南東約 180m の位置にあり、現場は倉庫でありました。 番号 3 は***の南約 130m の位置にあり、現場は倉庫でありました。 報告は以上です。
議長 委員	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
事務局	事実上の無断転用になるのか。
議長	そのとおりです。2、3 年前の間に無断転用があったということがわかれば、遅れながら農地法 4 条、5 条による申請を依頼しているが、無断転用から 20 年以上を経過し、農地への復元が不可能と判断される場合は非農地証明願いの承認で受け付けています。
議長	他に意見がないようですので、採決いたします。第 14 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	＜全員挙手＞
議長	全員挙手にて、第 14 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 事務局	第 15 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。 農地を適正に管理できなくなった所有者が、仲介者を挟まず、知人間で耕作を依頼するものです。双方で貸し付けが決定した場合、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会に意見を求める流れとなっております。 賃貸借権が 7 件、9 筆、10,570 m²、使用貸借権が 2 件、10 筆、9,911 m²、合計 9 件、19 筆、20,481 m²に利用権が設定され、5 月 31 日に公告される予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 15 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 15 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長 事務局	第 16 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。 農地を適正に管理できなくなった所有者から、農地バンクと呼ばれる機構を仲介し、その後機構から耕作者に農地を貸し付けるというものです。 中間管理を挟む場合の計画は、農地をいったん借り受けてまとまりのある形で農地を貸し付けるものになるので、地域計画に沿った計画となります。 貸し付けが決定した場合、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会に意見を求める流れとなっております。 使用貸借権 2 件、5 筆、6,880 m²に利用権が設定され、7 月 31 日に公告される予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 16 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 16 号議案については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	次に報告事項に入ります。
	報告第 3 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、農地を分譲住宅用地にする届出を受理しました。 添付書類等は完備していましたので、専決処理により、5 月 9 日付で受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。

議長 事務局	報告第 4 号「農地の賃借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は売買により買主が耕作する予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	次に協議事項に入ります。
事務局	協議第 5 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の進捗の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局より説明をお願いします。 農業委員会では、農業委員会等に関する法律の規定により、毎年、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動に対して目標を設定し、その活動実績を公表することとされています。 本件は、令和 5 年度に実施した活動の実績を公表する内容となっております。 資料は別紙様式 5 をご覧ください。 1 ページ目は、目標を設定した令和 5 年 4 月 1 日時点の農業委員会の状況の内容となっており、委員の数、農家数、耕作面積などを示しております。 続いて資料 2 ページ目、ここからは活動実績の内容となっております。 1 つ目「最適化活動の成果目標」の項目について、 (1) 農地の集積については、①は令和 5 年 4 月 1 日時点の状況として、農地の集積率は 14.9%、②目標は、令和 9 年度までに集積率 30%を目指すため、令和 5 年度末（R6. 3. 31 時点）における集積率の目標は 17.9%で設定しましたが、③実績は、新規集積面積 0ha で集積率は 14.8%で、目標に対して下回る結果となりました。耕作面積を集積した認定農業者や集落営農組織もありましたが、農地の賃借の解約などによる移動もあり、結果的に集積率が上がらなかった結果となっております。今後、各地区で地域計画の策定が進められていき、実行していく予定となっておりますので、目標値に近づいていくものと考えています。 (2) 遊休農地の発生防止・解消について、①は令和 5 年 4 月 1 日時点の状況として、農地パトロール等で判明した 1 号遊休農地、いわゆるトラクター等で耕起すれば農地として利用可能な遊休農地は 11ha、②目標は、現況の遊休農地面積の 5 分の 1 の面積、2.2ha の解消を目標として設定しましたが、資料 3 ページ目、③実績は、解消面積 0.4ha で、目標に対して下回る結果となりました。令和 4 年度調査時点から比較すると若干解消したものの、大きな改善には至っていないため、遊休農地の解消は今後の課題として考えていく必要があると認識しております。 (3) 新規参入の促進について、①は令和 5 年 4 月 1 日時点の状況として、直近 3 年度の新規参入は 4 件、②目標は、直近 3 年度の権利移動面積の平均 141ha の 10 分の 1 の面積、14.1ha を設定しましたが、資料 4 ページ目、③実績は、0.4ha で、目標に対して下回る結果となりました。農業委員会だけでなく、市の農政部局とも連携を図りながら、新規参入などの担い手確保に引き続き取り組んで必要があると認識しております。 次は、2 つ目「最適化活動の活動目標」の項目について、

議長 委員	(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たり月8日の活動を設定、 (2) 活動強化月間の設定については、①目標は、年3回の取り組み、②実績は、目標どおり年3回の取り組みを実施し、活動内容は、農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に係る指導、啓発などを実施しました。目標は達成した状況となっております。 (3) 資料5ページ目、新規参入相談会への参加については、①目標は年1回、青年等就農計画認定ヒアリングへの参加とし、②実績は、青年等就農計画の認定に係るヒアリングに2回参加し、目標は達成した状況となっております。 次に、目標の達成状況の評語については、各項目の各目標に対する実績について、配点が定められており、成果目標、活動目標の達成状況に対する点数の合計点は5点となり、目標に対して期待どおりの結果が得られたという結果となっております。 次に資料6ページ目、事務の実施状況について、 1 総会、部会の開催実績については、月1回の総会を開催、 2 農地法第3条に基づく許可事務は、66件を処理、 3 農地転用に関する事務は、42件を処理、 4 違反転用への対応は、0.15haの違反転用に対し、口頭指導及文書指導を実施しましたが、解消には至っていない状況でございます。 以上が、協議事項の令和5年度の目標に対する活動実績の公表となっております。 なお、令和6年度の目標は4月の総会で協議を行い、設定済となっております。先日、委員改選もございましたので、令和6年度の目標について、少しご説明させていただきます。 1つ目「最適化活動の成果目標」の項目について、 (1) 農地の集積については、②目標は、令和10年度までに集積率30%を目指すため、今年度末（R7.3.31時点）における集積率の目標は17.9%で設定しております。 (2) 遊休農地の解消について、②目標は、2.1haの解消と前年度に新規発生した0.4haの解消を目標としております。 (3) 新規参入の促進について、新規参入者への貸付等について公表する目標面積を12.9haで設定しております。 次は、2つ目「最適化活動の活動目標」の項目について、 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たり月8日の活動を設定しております。1日当たりの活動時間の決まりは特に定めておりませんし、1回の活動を1日とカウントしても差し支えありません。農地の見回りや相談事など些細なことでも構いませんので活動にご協力をお願いいたします。併せて活動した後は活動記録用紙に記録をお願いいたします。 (2) 活動強化月間の設定目標は、前年度と同様、年3回を設定しております。 (3) 新規参入相談会への参加目標は、前年度と同様、年1回を設定しております。 説明は以上です。 説明が終わりました。何か意見はありませんか。 違反転用への対応実績として、口頭指導及び文書指導となっているが、これにはどれ
----------	---

	くらいの効果があるのか。 事務局 平成 23 年から継続している案件であり、県と相談しながら対応を進めていく必要があります。 委員 以前、推進委員をしていたときに、無断転用をしていた企業があったが、畑に戻した案件があった。我々としてはどのように対応していけばいいのか。 事務局 委員の担当地区である市街化区域は宅地化するところになりますが、届出前の工事着工を発見した場合には止めていただきたい。ただ、それを畑に戻すということは難しいと思われるため、後追いとはなるが、始末書を添付した転用届の提出をお願いしたい。 委員 3 条申請で農地を取得しようとした際などに、無断転用が発覚し、始末書を添付して非農地という形でいく場合もあります。 事務局 相続の際に発覚しないものか。 議長 相続の際に農業委員会に書類が提出されても、現況を確認することがないため、発覚は難しい状況です。 各委員 他に意見がないようですので、採決いたします。 議長 協議第 5 号については、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 議長 <全員挙手> 議長 全員挙手にて、協議第 5 号については、原案のとおり承認することに決定しました。 議長 以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重に審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。 事務局 以下の 3 点について説明。 ・農業新聞について ・活動記録カードについて ・慶弔費について 議長 説明が終わりましたが、何か質問などはありませんか。 各委員 <質問なし> 議長 以上で、令和 6 年度第 3 回加東市農業委員会総会を閉会します。
--	--

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 田中 豊

議事録署名委員 高見 秀人
